

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第119号 平成22(2010)年7月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

石田敬一氏の安本美典氏著書の論評に引き続いて、安本氏の古代天皇在位年数論についての投稿がありましたので、掲載します。

安本美典氏の

「古代天皇平均在位年数論」批判

福岡市 棟上寅七

はじめに

2005年に出版された、安本美典氏著『大和朝廷の起源』（勉誠出版）という本を読んでいて、不思議に思ったのは、安本氏の説“卑弥呼＝天照大神”の基本をなす、「古代天皇平均在位年数」というところの説明がほとんどないことです。

“第一章 2 邪馬台国の問題 “という項で次のように、おおまか論じています。

私は、まず、実年代がはっきりしている第三一代用明天皇以後の天皇について、平均在位年数を、しらべてみた。その結果、天皇一代の平均在位年数は、だいたい、十一年ないし、十五年ていどであることがわかった。

そこで、この平均在位年数を用い、『古事記』『日本書紀』の天皇の代の数をもとに、推定の誤差計算をおこないながら、邪馬台国の女王卑弥呼の活躍してい西紀三世紀の初頭は、わが国の史料に記されているだれの時期にあたるかを、推定してみた。

その結果として、これまで、卑弥呼ではないかとされてきた神功皇后、倭姫^{やまとひめ}、倭迹迹日百襲姫^{やまとととひもそひめ}などの活躍の時期は、卑弥呼の活躍の時期とは、ほとんど重ならず、活躍の時期が、卑弥呼とかなりのたしからしさで重なりあうのは、もし求めるとすれば、神話にあらわれる、神武天皇より五代まえの、天照大御神^{あまてらすおおみかみ}だけとなることが、あきらかとなった。

そこで、思いきって、天照大御神は、卑弥呼であるという「仮説」をたててみる（全体の構成は、仮説検証的な論理〔後述〕にしたがう。これはその出発点となるひとつの「仮説」である）。

すると、この仮説からは、『古事記』『日本書紀』によると、天照大御神が活躍していたのは、九州であるから、卑弥呼が都した邪馬台国は、九州にあったということが、みちびきだされる。

（『大和朝廷の起源』P82・83）

と。

ところが本を読み進めますと、この平均在位年数が、11年ないし15年ていど（P82）が、いつの間にか10年（P261）、となって論を進められます。それで、安本氏の過去の著書を調べてみましたら、1972年に講談社現代新書の1冊として発行された『卑弥呼の謎』が、「古代天皇平均在位年数」についての説明の基になっている、ということがわかりました。

したがって、『大和朝廷の起源』の基本的問題、“卑弥呼＝天照大神”を検討するには、まず、『卑弥呼の謎』で展開された安本美典氏の「古代天

皇平均在位年」論の当否を検討する必要があります。

1 『卑弥呼の謎』で展開された年代論についての検討

安本年代論の成り立つ仮説条件とその流れは、次のようなこととあってよいでしょう。

① 世界の王、中国の王、それらの王の在位期間を調べてみると、古代にさかのぼるほど短い。『卑弥呼の謎』P71～73。以下『卑弥呼の謎』の頁数)

② 日本（用明～大正）においても同様だ。
(P73～74)

③ 日本の場合、古代天皇（崇神～雄略）は10.73年/代である。
(P126)

④ 神武天皇が存在した場合、その活躍の時代は、おそらく二八〇～三〇〇年であろうと考えている。
(P134)

⑤ 『日本書紀』『古事記』は、神武天皇の5代まえが天照大御神であったと記している。

一代平均十年して、神武天皇の時代、二七〇年～三〇〇年から、五代五〇年さかのぼれば、天照大御神の時代は、二二〇～二五〇年ごろとなる。
(P175)

⑥ これは、『魏志倭人伝』に記録のある卑弥呼の活躍期と重なる。従って、卑弥呼＝天照大神という仮説が成り立つ。

という流れで説明されています。

まあ、古代になるほど寿命は短かったでしょうから、①は一般論としては成り立つでしょう。ただ、寿命と在位年数は比例しませんから、注意を要します。

この本を読んで第一に感じることは、「古代天皇の在位云々」というように「天皇」という言葉を「形」で取り上げて、天皇が意味するところの時代による変化、など考慮されていないことです。『日本書紀』では全て「天皇」としていますが、実態はかなり変化していると思います。『日本書紀』は、「天皇」という称号を古代の王者に追贈しているのであって、実際には「天皇」ではなかった、のです。『日本書紀』という「文献」に書かれているから、そこの「天皇」は全て同一意義を持つ、という安本氏の感覚の根本

に、問題があるように思われます。

安本氏は以前、「邪馬X国」説を唱えられました。「邪馬臺国」「邪馬壹国」「邪馬嘉国」など史料によって異なるので「邪馬X国」として、文献検討を進めたら、と提案されました。これは古田武彦氏が“各史料を平等に扱う”という「等距離処理法」である、と批判されました。これと同様に、文献に現われる「天皇という語の質」などは、検討の対象にない、安本氏の数理文献学なのではないでしょうか？

「天皇」じゃなく、せいぜい「族長」乃至「地域の親分」の時期と、管轄範囲が大きくなり始めた、4世紀以降の「大王」期、8世紀以降の日本統一期の「天皇」期を同一のファンクション「天皇」で統計処理しようとする、その根本にそもそもの問題があるように思います。この8世紀以降の列島の権力者としての「天皇」を、弥生期の族長の継承と、同様にとらえてよいものではないでしょうか。

2 父子継承の伝承は信じられない、という安本氏の判断の根拠は？

安本美典氏は、古代も普通の家は父子継承であったろうが、天皇という権力者の場合はそうでなかった（だろう）といっています。

特に、神武～崇神間の10代について、安本氏は単に、

『古事記』『日本書紀』の諸天皇の「代の数」は信じられるが、「父子継承」は信じられないものとする。
(『卑弥呼の謎』P172)

といっています。その理由とは、

古代の天皇の父子継承率が、後世に比べ高すぎるから
(『卑弥呼の謎』P94)

ということを上げられます。これも、「天皇」の語の定義内容を考慮していない論といえましょう。

『記紀』でも記すように、いわゆる古墳時代、大王期から、勢力争いなどで、継承の順位が乱れ、兄弟間継承、夫婦間継承などが現れます。この変化が多い時期の在位年数を、結束が必要な族長期にも同様に、兄弟間・夫婦間の権力継承があった、とする根拠は薄いのではないのでしょうか。地域のいわば族長クラスの場合は、結束を固めるために、むしろ何らかのルールに沿

って後継者が決められていた、と考えるのが合理的の推量ではないでしょうか。権力争いをする余裕はなく、『記紀』が記すように、父子継承が行われた、という伝承を否定する積極的理由は、見当たらないのではないのでしょうか。

一族の継承という意味で、例えば、豊臣秀吉の部将たちが朝鮮半島から連れてきた陶工達のその後の系図をみても、原則的には一子相伝を守って、現在14世の時代です。1592～1598年が文禄・慶長の役、それから約410年経った現在、寛永は、有田でも鹿児島でもどこでも 大体14世を名乗っています。薩摩焼の沈寿官さんも 司馬遼太郎著『故郷忘れがたく候』で有名ですが、14世です。この場合 $410 \div 14 = 29.2$ です。銘菓で知られる名古屋の青柳家も外郎家24代600年一子相伝です(25年/代)。

天皇の父子継承の場合、安本美典氏は、平均在位年数は18.6年と計算しています。『卑弥呼の謎』P104)

それなのに、安本氏は、崇神以前の継承についての『記紀』の記事は、「作為」や「創作」によるよりも、むしろ、「訛伝」によると思われる。

(『卑弥呼の謎』P102)

とされます。“「訛伝」による”という一言で、文献数理工学的理由も示さずに、兄弟間や夫婦間の継承も行われたとされます。

『古事記』の伝承と、『日本書紀』(参考にされた一書群)の父子継承伝承が合っているのに、それを覆すだけの、安本氏が良く使う「有意性」のある、論証ができていとはとても思われません。いずれにしても、文献数理統計学を押し立てて論ずる安本氏にしては、あまりにもお粗末な論旨の展開なのです。

尚、それに加えて、古代にさかのぼるほど在位年数が短くなる傾向がある、という一般論を持ってきて、綏靖～崇神間の9代は、1代9年 三世紀末から四世紀ごろの天皇平均在位年数は、九年ていどではないかと思われる。…(中略)… 綏靖天皇以下の八帝は、もし実在したとしても、その期間は、比較的短かったのではかろうか。八帝で

五十年～七十年ていどではなかろうかと思われる。

(『卑弥呼の謎』P134・135)

とします。つまり、ここで、父子継承の場合の、自分で計算した「18.6年」を半分減らすことに成功しています。

なぜ、父子継承の場合の1代18.6年ではダメなのか、それは、そうすると、「卑弥呼＝天照大神が成り立たなくなるから」、としか思われません。

3 なぜ神武～天照大神は、父(母)子継承ではないのか？

もうひとつの問題は、神武～天照大神間も同じく、平均在位年数として10年を用いていることです。

天照大神は孫のニニギを派遣したことは『記紀』の伝承で疑う人はありません。ニニギ～神武の父ウガヤフキアエズ間は、とてつもない時間が流れている、という伝承はありますが、この5代の間に、兄弟間夫婦間の権威の継承が行われた、という伝承は見えないようです。それなのに、なぜ、安本美典氏は、この5代の在位期間を「 5×10 」年とされるのでしょうか？

この天照大神～神武間は父(母)子継承であり、安本氏が父子継承の場合の数値をそのまま使っても、「 $5 \times 18.6 = 93$ 」年であり、安本氏の主張する50年の倍くらい伸びてしまっています。これも、神武～崇神間で検討した結論と同様、そうしないと「卑弥呼＝天照大神が成り立たなくなるから」ということではないのでしょうか。

もし崇神～天照大神間を、安本氏の主張するように14代とし、『記・紀』の伝承通りに父子継承が行われたとし、一般的な在位年数を適用すると、「 $14 \times 18.6 = 260.4$ 」年となります。同じ14代を、安本氏が定理的に使っている、「古代天皇在位平均年数10年説」に従えば、「 $14 \times 10 = 140$ 」年となります。この二つの計算の差は、120年となり、天照大神の活躍時代は、卑弥呼の時代より古い1世紀になってしまい、安本説「卑弥呼＝天照大神」の崩壊となります。

神武天皇の活躍の時期は同様に、仮に、1代平均在位を18.6年に取ると、安本説の崇神

天皇の時期を360年ごろ（『卑弥呼の謎』P134）というのをそのまま採用しても、神武天皇の活躍の時期は180年ごろとなります。つまり、神武天皇でさえ、卑弥呼の活躍時期より60年ほど前、3～4代前の人ということになります。

以上の検討は、安本美典氏の天皇平均在位年数のデータを用いて計算したものです。つまり、安本仮説の中に含まれているものなのです。結局、安本美典氏は、卑弥呼＝天照大神に合うように、「天皇平均在位年数」を科学的に見えるように操っているに過ぎません。

4 古田武彦氏の指摘

これについては既に30年前に、古田武彦氏が『盗まれた神話』で指摘されています。

この安本の見解を吟味しよう。

第二に、「卑弥呼＝天照大神」説。これは遺憾ながら従えない。この本の論証がしめす通り、天照は三世紀の卑弥呼などより、遥かに悠遠、古えの存在なのである。

以下「天照～卑弥呼」間の歴史を通観しよう。

…(中略)…

こうしてみると、三世紀卑弥呼の時代は、倭人百余国が成立した前漢武帝、前二世紀のずっと後、「百余国」を「三十国」に統合し、各国の長官、副官もとのえられた”はるか後代”なのである。すなわち、天照大神と卑弥呼との間は、あまりにも遠いのだ。

安本とわたしとの、このような帰結の差異を生んだものは何なのだろうか。それは、安本が天照と神武の間（アメノオシホミミ、ニニギ、ヒコホホデミ、ウガヤフキアエズ）をわずか四代と計算し、それに安本の言う古代王者の平均在位年数の十年をかけあわせ、天照の実在年代を割り出す、という方法をとったからである。

『古事記』においてはウガヤフキアエズ以下に熱い不分明の霧がかかっており（五百八十歳問題等）、『書紀』においては一方で史料につきはぎの断絶〈神代紀第十、第十一の間〉がある。他方、「神武紀」〈帝王本紀〉においては、「天孫降臨—神武」の間に歴大な時間（百七十九万余歳）の流れていることが強烈に主張されている。にもかかわらず、安本はこれらを一切かえりみななかった。”そ

れらは「後代の造作」であり、系譜だけは信用できる”として、「四十年」を計算し、もって解とした。—これが原因である。これでは、安本もくりかえしのべている”古文獻の記事をむげに「後代の造作」として否定し去らないこと”という原則をみずから放棄することにならないだろうか。

この、「天照大神は卑弥呼より古い」という命題については、ほかにも今まで論じられてきた。

「…(略)…」(吉本隆明「起源論」、『共同幻想論』所収)

もっとも、吉本の論断を待つまでもなく、一素人の素朴な感想をもってしても、天照の天の岩戸ごもりの神話に見られる牧歌的なイメージと、卑弥呼の「宮室・楼観・城柵、巖かに設け、常に人有り、兵を帯びて守衛す」という峻厳な印象と、「あまりにもはるかな時間のへだたり」をそこに感ずるのではあるまいか。（『盗まれた神話』P370～373、角川文庫）

5 安本氏は別の値も提案していますが？

安本美典氏は、なぜか、【仮説系II】として、父子継承の場合として、データから得られた、18.6年でなく、父子継承の場合の平均在位を14年を用いることことが妥当（『卑弥呼の謎』P169）ではないかと提案されます。

まあ、これでいくと「卑弥呼＝天照大神説」が成り立つギリギリの値なのではないでしょうか？

しかし、平均在位14年での父子継承は、生物学的に続くわけはありません。仮に初代が20歳で嗣子を得て、在位14年経て34歳で死ぬという仮定でスタートします。そのとき2代目は14歳で即位することになります。

その子が在位14年を経て28歳で死ぬと、その2代目が17歳で嗣子を得たとしても、その子、つまり3代目は11才です。11才での幼年君主となります。その3代目が在位14年を経て死ぬ。同様に17才で嗣子を得ていたとして、その4代目はそのとき8才である。このように、4～5代で生物学的に連鎖は止まってしまう。やはり父子継承の平均在位年数は、20歳近くに設定し20歳近くで嗣子を得る、ということでないとは続かない。その意味での「父子継承の場合の平均在位年数18.6年」は下限に近い値と思われま

6 伝承にしたがって父子継承とし、神武～崇神間を検討してみます

在位年代という一見、数理統計的に取り扱えるかのように見えますが、歴史上の人物と、その年代とを照合するのなら、在位年数でなく、『記紀』の伝承記録から、まともに「世代」を検討してみたら、その方がより科学的な結果が得られるのではないだろうか、と思われまます。

そこで、記紀の神武～崇神間9代の継承を、伝承のように父子継承とした場合、どのような結果が得られるだろうか、と検討してみました。

条件として、

- ① 各天皇の生存年齢は、古田武彦氏著『失われた九州王朝』－「二倍年暦はどこで終わる」の表によりました。
- ② 生物としての人間は、ミニマムとして、13歳以降で生殖能力を発揮し、14歳以降で子を得る事は可能だろうが、常識的に、成人

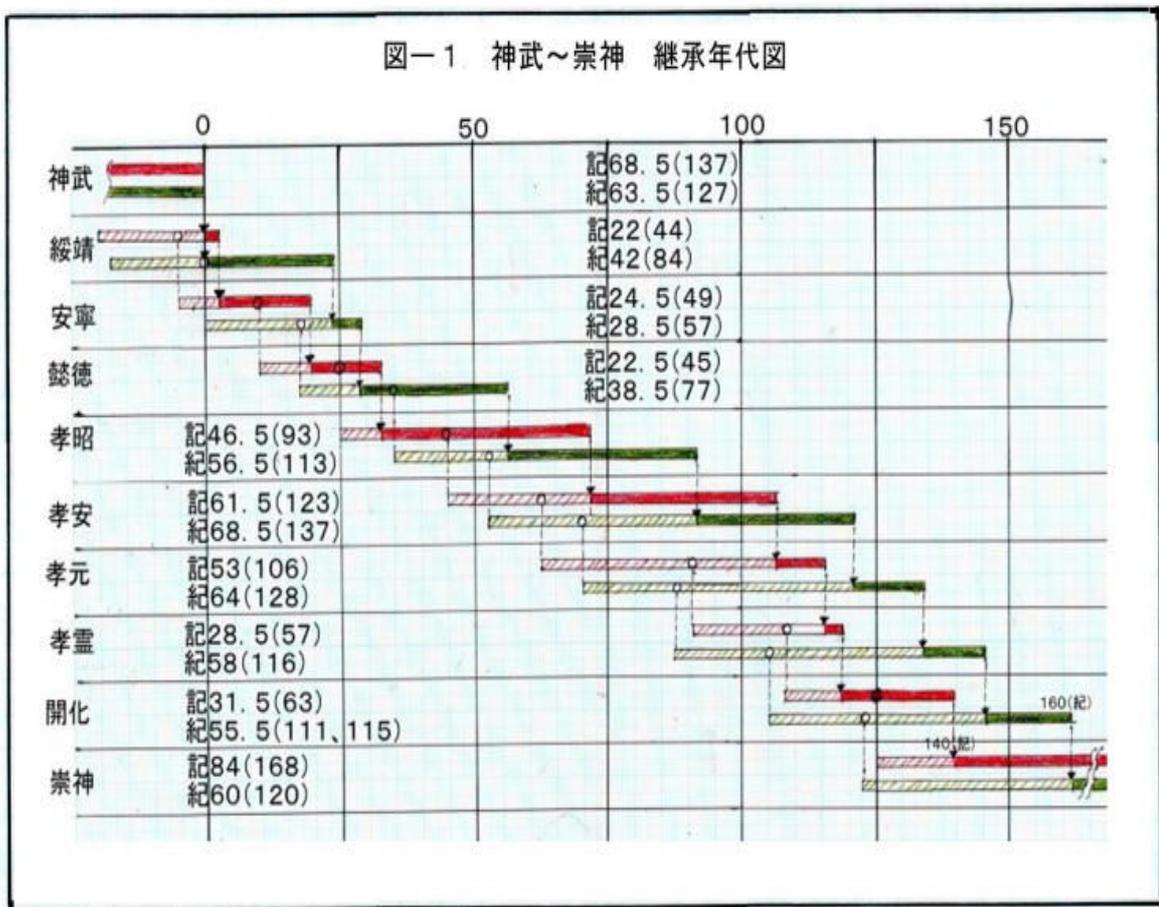
するのが15才、嗣子を得るのは17才位とした。

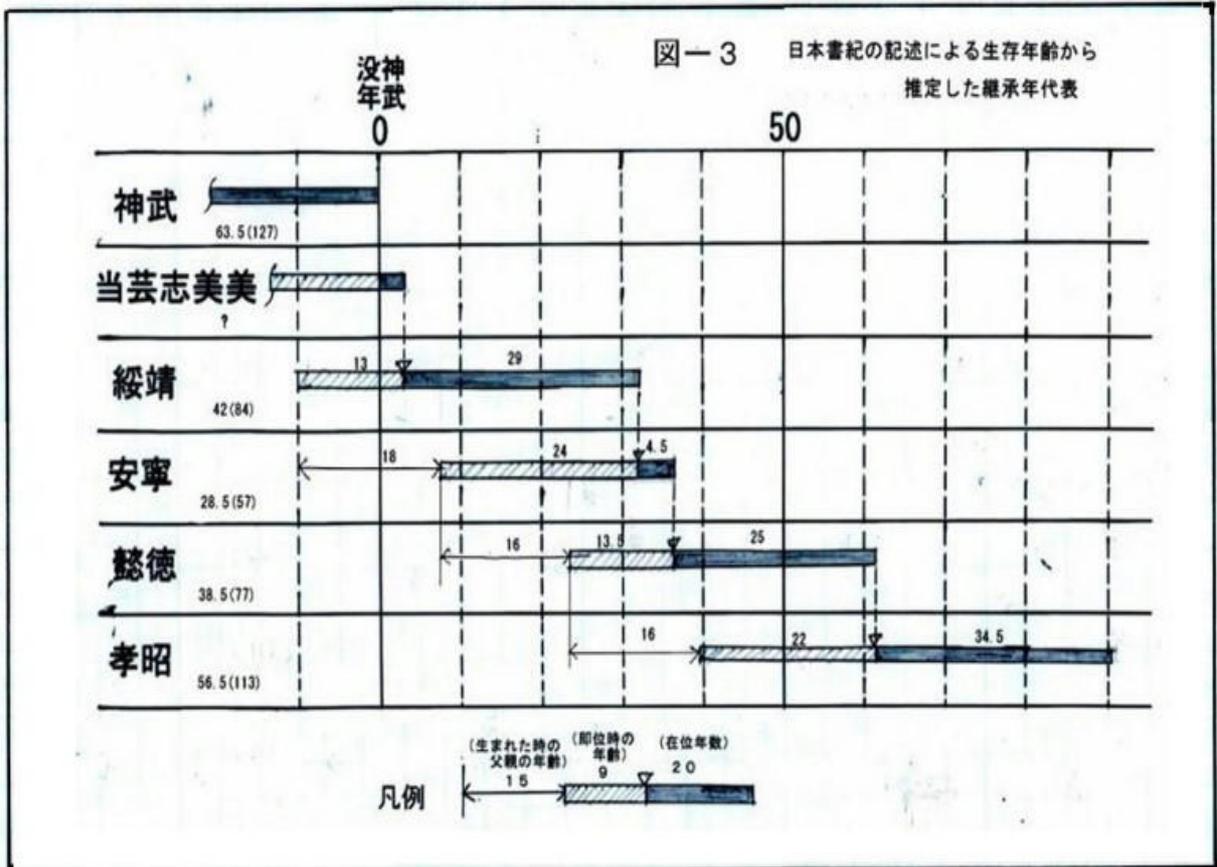
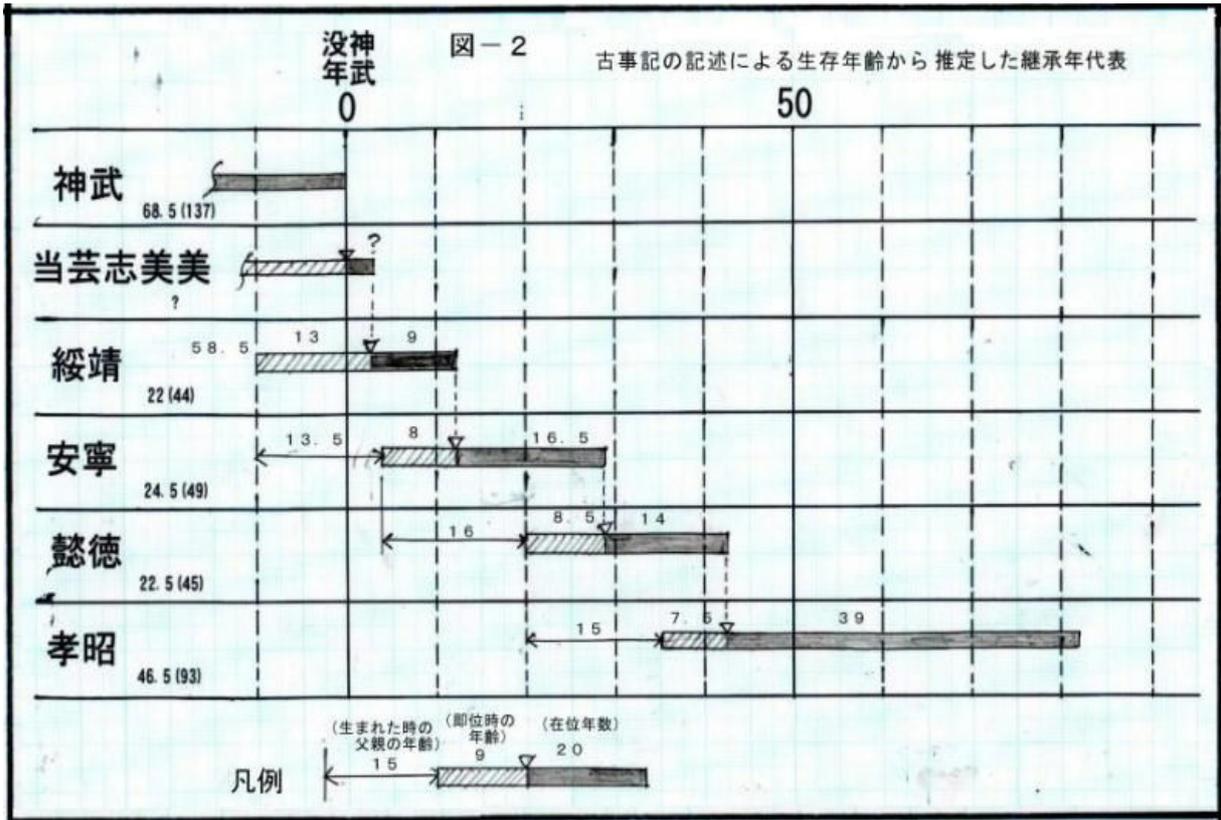
- ③ 天皇が歿し嗣子が継ぐが、在位は2～3年は最低あったとする。(1年程度であれば、伝承ではオミットされたと思われる)
- ④ 幼年での継承も可能とした。(妻や、その他の後見人がいたとする)
- ⑤ 『古事記』と『日本書紀』、それぞれの検討をしてみた。

条件が沢山あるので、棒グラフを作って、いろいろトライアルに動かしてみて、上記条件に合う図を作りました。

『記紀』の神武～崇神間9代の継承を図にしてみたのが次の「図-1」です。

また、綏靖～安寧～懿徳～孝昭～孝安は『古事記』によると、若年で没して、純然たる父子継承が連続した、というには無理があるようですので、詳細に検討しました。それが「図-2及び-3」です。





以上の結果から言えることは、

- ①神武歿年～崇神即位まで、『古事記』の数字からは、140年（平均在位17.5年／代）
 - ②『日本書紀』からは160年（平均在位20年／代）という値がえられた
 - ③『古事記』によると、安寧・孝昭の両天皇は幼年即位（10才未満）となる
 - ④『古事記』によると孝靈天皇は極めて短期間在位（5年位）になる
 - ⑤『日本書紀』の記述に従えば、幼年即位、短期間在位もない（平均在位が『古事記』に比べ長いから当然であろうが）
- ということでした。

7 崇神以前は母系社会だったのか？

『古事記』の伝承による検討結果の継承図によりますと、安寧、懿徳、孝昭は、幼年継承とならざるを得ないようです。そのことは、閩閩によるバックアップがあったのではないか、母系社会であったのではないか、という可能性がでてきます。

ところで、『日本書紀』によりますと、綏靖天皇の寿命が『古事記』に比べ非常に長くなっています。（『古事記』は44年、『日本書紀』は84年、いずれも2倍年暦。）このせいで父子継承としても無理なくつながります。

これから引き出される仮説として、『日本書紀』の編集者は、『古事記』の伝承をそのまま用いると、母系社会的な相続であったことが明らかになることを嫌って、綏靖の年齢を引き伸ばしたのではないか、という疑いが出てきます。

これは、『日本書紀』の編集者は、太陰暦の2倍暦という古代の日本の暦の存在を知っていた、という仮説にたつての話となります。（注1）

以上の、神武～崇神の継承図による検討結果は、“神武～崇神の継承の系譜は信じられるが、父子継承は信じられない”、という安本美典氏の説を支持するものではなく、父子継承を強調したい『日本書紀』編集者の意向があったのではないだろうか、ということになります。

いずれにせよ、「卑弥呼の活躍した3世紀中葉と天照大神の活躍期が合うことがない」、という安本説批判の補強にはなると思います。

結論として

安本美典氏の頭の片隅にでも、ひょっとしたら、本居宣長がいうように、「九州の酋長がわが国の代表面をして通交したのでは」、という思いは横切らなかつたのでしょうか。あまりにも文書記録にこだわり、記録がない事は歴史でない、というような安本美典氏だ、と思われまふ。しかし、安本美典氏にとって、たとえ記事があつても、例えば、『続日本紀』の焚書の記事などは目に入っていないようです。安本美典氏にとっては、「焚書した」と書かれていないと、そのような事実があつたとは認識できない文献学者なのでしょう。せめて、古田武彦氏が提案する、『筑後国風土記』にある卑弥呼甕依姫説も、科学的文献学者であつたら一度検討してご覧になつたら如何でしょうか、と言いたい。

安本美典氏が講談社現代新書『卑弥呼の謎』で展開した、「天皇在位平均年数」論が崩れると、安本美典氏の一生を懸けた成果が雲霧消散し、裸の王様となってしまうことになり、可哀想な気もします。しかし、この30年『季刊邪馬台国』に陣取り、古代史関係学会の上下関係の縛りにも似たような編集で、九州邪馬台国神武東遷説を垂れ流している罪は重いのではないのでしょうか。

（注1）

この古代の暦については、『日本書紀』の記述に、月の後半の日付が殆んどない事に着目して、1月＝15日暦説を唱えている、アマチュア古代史家、貝田禎造氏著『古代天皇長寿の謎』の“日本の古代に太陰暦渡来以前に独特の暦”説は説得力があります。

参考図書

- ・安本美典著『大和朝廷の起源』
勉誠出版、2005年刊
- ・安本美典著『卑弥呼の謎』
講談社現代新書、1972年刊
- ・古田武彦著『盗まれた神話』
角川文庫、1979年刊
- ・貝田禎造著『古代天皇長寿の謎』
六興出版、2010年刊

林伸禧氏が連載中の「古代逸年号資料」の番外編を掲載します。

古代逸年号と聖徳太子伝

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

現在、類従・大系・全書内の文献から幅広く古代逸年号を採集し、その状況を報告している。これからも、随時報告したいと思っている。

今回は、聖徳太子に関する文献に数多くの古代逸年号が掲載されていたので報告する。

2 逸年号掲載文献

現在、逸年号が掲載している聖徳太子関係文献は、「表1」のとおりである。

逸年号は、「聖徳太子年代記」及び『聖徳太子伝暦』の注釈・説明書に数多く掲載されている。なお、『聖徳太子伝暦』注釈・説明書での逸年号は、逸年号資料としての『大日本仏教全書』で報告しているので、それ以外の文献について報告する。

今回報告するのは、聖徳太子の伝記の代表とされている『聖徳太子伝暦』を基本にして作成され、「文保本」と称される聖徳太子年代記の諸本である。これらは、浄土真宗では『聖法輪蔵（正法輪蔵）』で、他宗では、「太子傳」として伝わっている。

古代逸年号は、「法興」年号及び『二中歴』で代表される逸年号が掲載されている。今回は「法興」年号以外の逸年号について報告する。なお、「法興」については、別途報告する。

3 古代逸年号

聖徳太子年代記（文保本）は、『聖徳太子傳記、聖徳太子傳』及び『聖法輪蔵、正法輪蔵』で、逸年号記述状況は「表2」のとおりである。

また、逸年号資料としては、別表1・2のとおり取り纏めた。

「文保本」は編年体で聖徳太子の年令毎に記述されている。『聖法輪蔵、正法輪蔵』は欠巻があるが、逸年号はほとんど巻首に掲載されてい

る。

4 古代逸年号の留意点

(1) 『二中歴』と比較して次のようである。

ア 『聖法輪蔵・正法輪蔵』について

① 「金光・賢称・鏡当・勝照・端政・吉貴・光充・定居・倭京」の9年号で、「願転」が記載されていない。

また、9年号の内、『二中歴』と元年・通用期間が一致しているのは、「金光・勝照・端政（正）」の3年号である。

② 賢称4年、鏡常5年の計9年（『二中歴』では賢称5年、鏡当4年の計9年）で各年号の通用期間に1年の増減がある。

③ 吉貴の通用期間が12年（『二中歴』は告貴7年）で、願転4年と光元1年を含んでいる。

④ 光元の通用期間は3年間で、『二中歴』は6年間である

⑤ 定居元年・倭京元年が、『二中歴』の元年と比較して、2年さかのぼっている。

⑥ 『聖法輪蔵』では「光苑」、『正法輪蔵』では「光充」である。

イ 『聖徳太子傳記、聖徳太子傳』について

① 「金光・勝照・端正・願転」の4年号及び「僧聴」年号である。

② 『聖徳太子伝』での「願転」は2年ずれている。

③ 『聖徳太子伝』の聖徳太子廿七御歳條「欽明天皇十三年僧聴二年」について

・『二中歴』では、欽明天皇十三年は貴樂元年壬申（552年）、僧聴二年は宣化天皇二年丁未（537年）である。

・『上宮聖徳法王帝説』の次の記事、

志歸島天皇治天下王代云卅二年文 辛卯年四月崩陵卅一年檜前坂合岡也

（『聖徳太子全集』2巻、19頁）

から、欽明天皇即位年は、辛卯年（571年）から41年を差引くと、531年（継体25年）の継体天皇崩御年となる。そして、欽明天皇12年は明要2年（542年）となるので、僧聴2年は明要2年の誤りか？

また、安閑・宣化天皇と欽明天皇との在位年が重複するので、2王朝並立説の根拠の

表 1

古代逸年号が掲載されている 聖徳太子関係文献

文	献	法興元世	法興元世以外の逸年号	備考
聖徳太子全集 第二巻（復刻版） （初版：三巻）	上宮聖徳法王帝説	○	—	
	聖徳太子伝暦	—	○ 大化元年	聖徳太子一代の行状を編年体で記述。 後代の太子年代記の原型
	聖徳太子傳私記 （外題：聖徳太子伝古今目録抄）	○	○ 聖徳四年	裏書掲載（本文、注書きが混在） 顕真自筆の稿本
	聖徳太子傳記	—	○	文保本・太子年代記
仏教文化研究所 紀要 第二号	聖徳太子伝	—	○	文保本・太子年代記 万徳寺本（瀬戸市）
真宗史料集成 第四巻	聖法輪蔵	—	○	文保本・太子年代記 満性寺本
日本庶民文化史料 集成 第二巻	正法輪蔵	—	○	文保本・太子年代記 光久寺・聞名寺本
大日本仏教全書 1 1 2 冊 （聖徳太子傳叢書）	聖徳太子伝暦	—	○ 大化元年	
	上宮聖徳法王帝説	○	—	
	太子傳古今目録抄 （異名：古今目録抄 聖徳太子傳私記）	○	○ 白雉元年	『聖徳太子伝暦』の注釈書
	聖徳太子傳私記 （外題：聖徳太子伝古今目録抄）	○	○	作成時の法隆寺の堂塔、諸尊、 法会、末寺に至る記録書。 顕真自筆本を整理して記載。
	聖徳太子平氏傳雜勘文	○	○	『聖徳太子伝暦』の注釈書
	聖徳太子拾遺記	○	○	『聖徳太子伝暦』絵伝の説明書
	聖譽鈔	○	○ 貴樂元年	『聖徳太子伝暦』の注釈書
群書類従 五輯	上宮聖徳法王帝説	○	—	
続群書類従 八輯上	聖徳太子伝暦	—	○ 大化元年	
続々群書類従 第十七	聖徳太子伝私記	○	—	
改定 史籍集覧 第十二輯	法隆寺古今目録抜粹	—	—	
日本思想大系 2 聖徳太子集	上宮聖徳法王帝説	○	—	

注 1 「○」は古代逸年号が掲載されていることを示す。

2 「法興元世以外の逸年号」覧に記載されている逸年号は、其の文献にこの逸年号のみ掲載されている場合である。

表 2

聖徳太子年代記（文保本）に掲載されている古代逸年号一覧

天皇	聖徳太子 年令	聖徳太子伝		二中歴			
		聖徳太子伝記	聖法輪藏	年号	轍	干支	
敏達	1	1 金光三年壬辰 ●『太子伝』 金光三年壬辰 三年云 金光五年云	金光三年〔壬辰〕 金光三年	金光	3	壬辰	
			金光四年〔癸巳〕			4	癸巳
	金光五年〔甲午〕	5	甲午				
	金光六年〔乙未〕	6	乙未				
	2	2		賢称	1	丙申	
	欠	2	丁酉				
	賢称三年〔戊戌〕	3	戊戌				
	賢称四年〔己亥〕	4	己亥				
	3	3		鏡当	1	辛丑	
	鏡常元年〔庚子〕	5	庚子				
	鏡常二年〔辛丑〕	1	辛丑				
	欠	2	壬寅				
	4	4		勝照	2	丙午	
	鏡常四年〔癸卯〕	3	癸卯				
	欠	4	甲辰				
勝照元年〔乙巳〕	1	乙巳					
用明	1	15	勝照二年〔丙午〕	勝照	2	丙午	
	2	16 勝照三年 (●『太子伝』同年号) 勝照三年丙午 二年 勝照三年	欠			3	丁未
崇峻	1	17	勝照四年戊申	端政	4	戊申	
	2	18	端正元年〔己酉〕			1	己酉
	3	19	端正二年〔庚戌〕			2	庚戌
	4	20	端正三年〔辛亥〕			3	辛亥
	5	21	端政四年〔壬子〕			4	壬子
推古	1	22 端政五年癸丑 欠 太子廿二歳 推古天皇御即位元年癸丑端正五年 (●『太子伝』同文)	聖法輪藏 王子御入滅 ・端正五年〔癸寅〕 ・太子廿一御歳 推古天皇即位元年癸丑端正五年	5	5	癸丑	
			吉貴元年〔甲寅〕			1	甲寅
	2	23		吉貴	2	乙卯	
	吉貴二年〔乙卯〕	2	乙卯				
	3	24		倭京	2	己卯	
	吉貴三年〔丙辰〕	3	丙辰				
	欠	4	丁巳				
	29	51				倭京六年〔辛巳〕	4

注 1 『聖徳太子伝記』及び『聖法輪藏』を基に作成。

2 「聖徳太子伝記」覧には「太子傳（『聖徳太子伝』）」を、「聖法輪藏」覧には「『正法輪藏』（『聖法輪藏』と異なる年号等）」を加えた。

一つとなっている。

- ④ 『聖徳太子伝』の「誕生敏達天王元年年號
金光^{三年云}_{五年云}」について

聖徳太子の生年に2説有り、それを記述したと思われる。

- ・金光三年（壬辰）説：『聖徳太子伝暦』

敏達天皇〔……〕

元年^壬_辰春正月。妃巡宮^(宮)第中。到于^(至)厩下。不覺有産。〔『聖徳太子全集』2巻、71・72頁〕

- ・金光五年（甲午）説：『上宮聖徳法王帝説』

上宮聖徳法王又云法主王甲午年産壬午年二

月廿二日薨逝也^{冊九年小治田宮為東宮}_{也墓川内志奈我岡也}

〔『聖徳太子全集』2巻、19頁〕

- (2) 年号・年数・年干支に誤りがあり、その訂正状況は「別表1・2-付表」のとおりである。
- (3) 「大花」年号が記載されている。*1

ひろば

古田武彦古代史コレクション1

『「邪馬台国」はなかった』を読んで

阿久比町 竹内 強

先日「古代遊学会」〈名古屋市にある古代史研究会〉主催の古代史懇談会に参加した。中心テーマは邪馬台国は何処か？である。最初に『魏志』倭人伝の邪馬台国ルートを歩く」と題して村上清明氏（古代遊学会会員）が朝鮮半島から対馬、壱岐、唐津、糸島半島などを実際に歩いて見聞した内容を報告された。

それをふまえ、帯方郡から邪馬台国までの距離について全体で自由討論が行われた。ここで問題となったのが帯方郡から女王国までの距離12,000余里と個々の国から国への走行距離の合計が10,600里と合わないことが問題と

なった。いろいろ議論されたが結論が出ないまま時間だけが過ぎて行き、私はそれまで沈黙して議論を聞いていたが、最後に発言を求めて

「この問題は、既に40年前に結論が出ている。古田武彦氏は『「邪馬台国」はなかった』の中で対海国と一大国の大きさがそれぞれ方400里と方300里と記されている、この2つの島を半周して進めば合計1,400里が出てくる。これをプラスすれば12,000余里とぴったりと一致する。」と話した。

この発言に対して反論は出なかった。会が終了したあと参加者の一人が私のそばにやってくる。「今日のあなたの発言は感心した。一度、古田武彦氏の本を読んでみます。」と云われたので、私は早速ミネルヴァ書房から出版されている新刊本を教えた。

私自身も、もう一度『「邪馬台国」はなかった』を読み直すことにした。この作業の中で古田先生の「倭人伝」の読みの深さと論証の明快さに今更ではあるが感心した。

そのひとつを紹介しよう。古田先生の今年の6月講演の中で

NHKが番組の中で「魏志が韓国の西海岸を水行した」という、わたしから見ればウソの放送をかつて行い、これには学者の反対はありません、そういうコメントを入れていた。そのことに対して何年か前、これは放つてはおけないとNHKに電話をしました。わたしは韓国内を階段状に釜山まで行っていると告げた。学者の中に反対説はありませんというコメントは間違っていると連絡した。それだけ言っておこうと連絡した。（「日本の未来 ー日本古代史論、

『古代に真実を求めて』第13集 P.43）

この講演を聴いたときは「何故、先生はこのことにそんなにこだわるのだろうか。韓国内を陸行か水行がそんなに重要なのだろうか？」とよく理解できなかった。ところが、この韓国陸行説が「邪馬壹国博多湾岸説」にとって決定的に重

*1 『上宮太子拾遺記』聖徳太子三十一歳條（『第日本仏教全書』112冊 356頁）参照

天皇車駕○〔乃至〕○號改大花。

障子傳云。其年爲大花元年。〔文〕

裏書云。推古天皇十四年。〔丙寅〕首爲大花元年。次舒明天皇治十四年。次皇極天皇治三年。次孝徳元年。已上合四十箇年。同年號也。同天皇二年〔丙午。〕改爲大花元年。〔云云〕

要なのである。

「水行10日・陸行1月」を「帯方郡治・・・邪馬壹国」間の総日程とみなした場合、陸行1月が長すぎる。末盧国に上陸したのち九州島を歩くと東に進めば大分を突っ切り太平洋に抜けてしまうのである。これが邪馬台国大和説の出てくる要因にもなっている。しかし古田先生が言うように韓国陸行であるなら1ヶ月のほとんどを韓国内で費やすことになるのだ。末盧国上陸後魏使は数日で女王国に到達したことになる。しかしこれだけでは持論に都合のいい論理である。「倭人伝」はこの部分を実は次のように書かれていた。

從郡至倭、循海岸水行、歴韓国、乍南乍東、到其北岸狗邪韓国七千余里。

この文を古田先生以前の研究者は深く論ずるところがなかった。

行路記事の問題点は、末盧国以降だと信じていたからである。時あって、これについてのべる論者は、帯方郡治から狗邪韓国まで、すべて水路によった、とみなすものが多かったようである。

この場合、『海岸に循ひて水行し』の一句を『其の北岸狗邪韓国に到る』に直結せしめ、その間の『韓国を歴るに、乍ち南し、乍ち東し』は、挿入句のように理解するのである。

しかし、この解し方にとって、一番大きな障害は『乍～乍～』の文形である。これは『タチマチ～タチマチ～』という熟語的構文である。

(中略)

このようにしてみると、この「乍(A)、～乍(B)」という文形は、“AとBとたちまち小刻みにくりかえす”意義の熟語である。これを従来、「乍は南し、乍は東し」(岩波文庫本)と読んできたのは、乍(タチマチ)の重用という慣用文形を無視した、安易な読み方であるというほかない。

思うに、韓国の西岸・南岸をすべて「水行」とするための、強引な読解術なのである。

この点をさらに明確化するのは「韓国を歴る」の「歴」字の用法である。

周唐の進むる所を歴て、法と為す。

〔注〕歴、之を歴観するを謂ふ。

〈漢書、劉向伝〉

この「歴」は「注」にのべるように「歴観」という意味である。「けみする」と訓じ、「つぎつぎに見る」という意味なのである。

陳寿も、東夷伝序文にのべている。(……)

遂に諸国を周観し、其の法俗を采るに、小大區別し、各名号有り、得て詳紀すべし。

韓国も、この「諸国」の一つである。したがって、この「韓国を歴る」の「歴」は「歴観」「周観」のいみであって、けっして単なる「海上通過」の意味をあらわすものではない。

以上によって、中国文の文法・語法を忠実に守りつつ理解すると、韓国行路はつぎのようになる。

魏使はまず、「海岸に循って水行して」帯方郡西南端(韓国西北端)にいたり、そこから上陸して陸行にうつり、図のように、南下・東行をいわば「段階式」に、小刻みにくりかえして、狗邪韓国にいたったことになるのである。

従来のように、帯方郡治からまっすぐ水路「南行」して韓国西南端にいたり、ふたたびまっすぐ水路「東行」して東南端付近の狗邪韓国に至る、というような理解の仕方は、全く原文の文脈を無視した、不用意な読みかえなのである。

(『邪馬台国』はなかった』171～173頁)

この問題について更に古田先生は続けて次のように述べている。

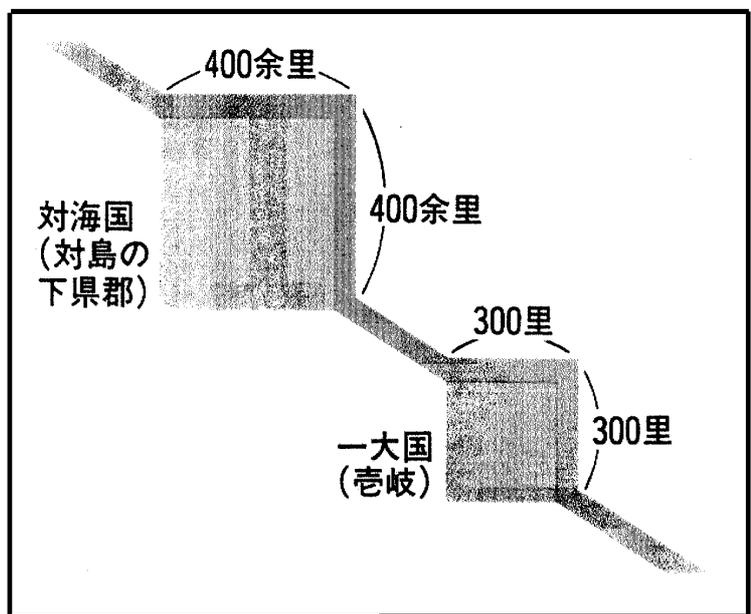
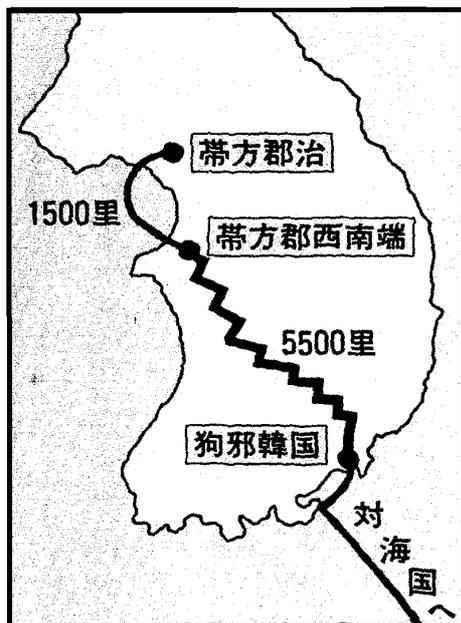
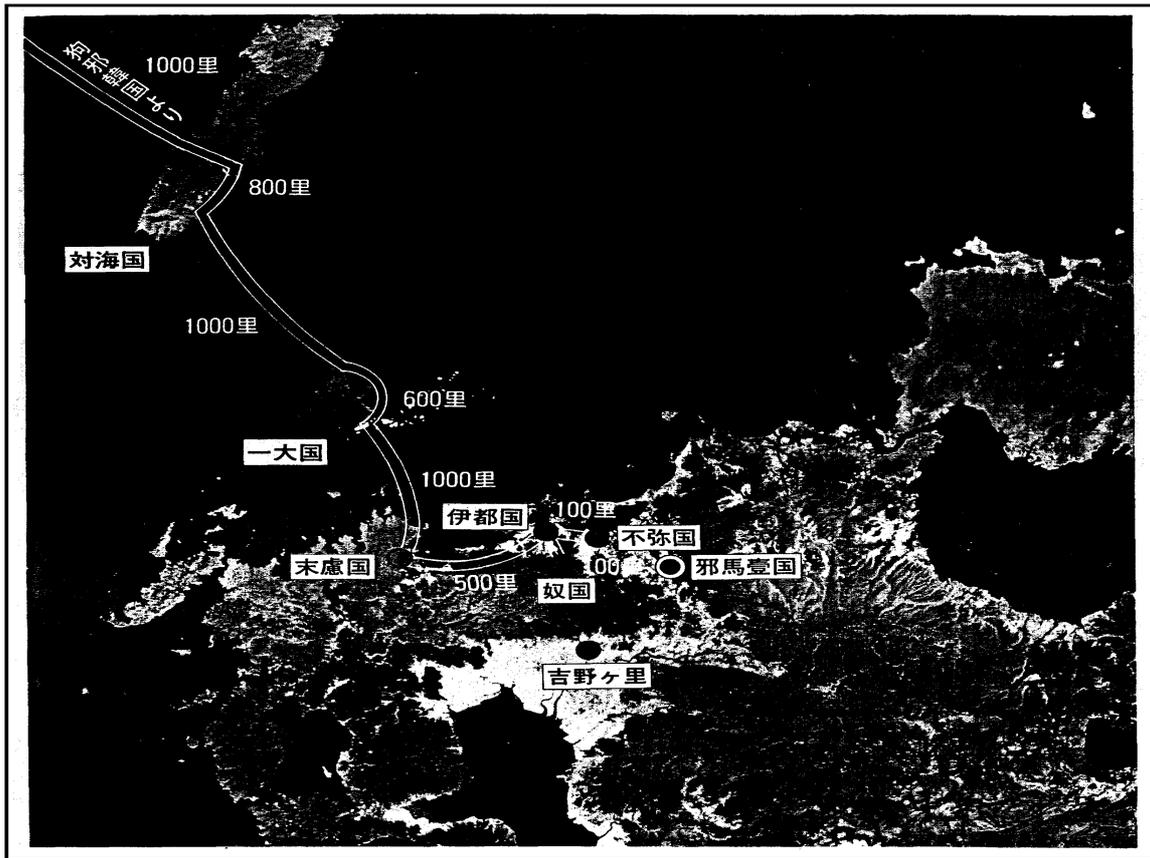
こうしてみると、魏使は韓国をもって、倭国にいたるための、「単なる通過地」とみなしていたのではない。”中国正統の、魏の天子に対する礼を守って、朝貢してきた倭国の忠節を賞美する。威儀正しい答礼使と、莫大な下賜品を連ねた行列”によって、韓人に対するデモンストレーションを行いつつ、行進したものだと思われる。

(中略)

この韓国内が「陸行」である、という問題はいままでの論者によってほとんど問題にされたことがない。

たとえば白鳥庫吉「卑弥呼問題の解決(下)」、榎一雄「邪馬台国の方位について」、安本美典『邪馬台国への道』、小林行雄「女王国の出現」などは、この問題にふれている数少ない例であるが、いずれも、「全水行」を自明のことのようにあつかっている。

(『邪馬台国』はなかった』173～174頁)



(古田武彦著『古代史60の証言』18頁より転記)

そうした傾向は2004年発行された鳥越憲三郎著『中国正史 倭人・倭国伝全訳』でも韓国水行について次のように述べている

表現の上で興味をひくのは、「南し乍ら東し乍ら」という用語の異様さであろう。当時は低海面の時代で、韓国の西海岸は今よりも遠浅であった。そこで

上陸のときは満潮時に船を浜辺近くまで進ませ、出港には満潮時をねらって漕ぎ出す。したがって文意は、倭国に向けての船は南に進み、上陸には東へ向けて浜辺に近づくことになるということである。

(『倭人・倭国伝全訳』72～73頁)

鳥越氏は「乍南乍東」についてはかなり強引な解釈を行い韓国沿岸水行説を唱えているが、「歴韓国」についてはまったくふれていない。

韓国陸行説、対馬・壱岐半周説は古田武彦氏が古代史学界に投げかけた「邪馬台国論争」への重要な問題提起なのである。しかし、学界の主流はこれを40年たった今も無視続けているのである。

百濟年号

瀬戸市 林 伸禧

『聖徳太子全集』から古代逸年号を採集しているときに、百濟年号を発見したので、報告します。

全集に収録されている『聖徳太子伝記』の聖徳太子31歳條に、次のような記事が記載されています。

此ノ歳、善光寺如來值多生持者本太善光下向信濃國也、自信州下向至文保二年六百四十二年也、自百濟國光義至文保二年六百九十五年也。

(『聖徳太子全集』2巻、388頁)

「光義」には年数が記載されていませんが、「百濟國の光義から文保2年(1318年)まで695年である。」と述べています。

695年前は、推古30年(623年)で、『二中歴』では仁王元年にあたります。

623年頃は、新羅で独自の年号*1(536～650年)を使用しており、建福39年にあたります。

このことから、倭国(『二中歴』掲載年号)・新羅国が年号を使用していれば、百濟も独自の年号を使用していた蓋然性が強いと思います。

『聖徳太子伝記』は、「文保本太子伝」といわれ、初めに太子賛嘆表白を冠して本文に入る聖徳太子年代記で、『聖徳太子伝暦』を基本にし、作成時当時の太子説話口伝類を含んだ詳細な伝記です。作成時は文保2年(1318年)頃で、

作者不詳(阿部隆一説)です。

なお、百濟年号は、古賀達也氏が『古田史学会報』20号(平成9(1997)年6月)で「百濟年号の発見」として発表されており、年号の発見は2例目です。

6月例会報告

○ 毛野君はどこ的人物か

名古屋市 竹口健三

上毛野君・下毛野君・武蔵国造は、関東の豪族ではなく、豊前・豊後の豪族であるとの感触を得ており、それを証する資料(『倭名類聚抄』)を報告した。

- ・豊前國：上毛郡、下毛郡
- ・豊後國：大分郡武蔵郷、国埼郡武蔵郷

○ 『三國志』の「周旋」の意味

岡崎市 大西能生

4月例会で、加藤勝美氏が「周旋」の意味について、『三國志』の読者である晋朝の官吏の知識水準から考えると、「周旋」の意味が一義的でないとするのは無理ではないかとの質問があり、私は、文章の前後から充分理解しようと答えた。今回、その論議の参考に供するために表を提出したものです。

現時点では、何千年の中国の歴史の中で、言葉は進化し枝分かれするのが通常であり、其中で生活する者はなんら其の変化に戸惑わないとみてよいのではないだろうか。むしろ、言葉を輸入した我国のほうが言語は其の時点で一義的であったとするのが理に適うと考えています。例えば、本会で問題となった推古朝遺文での、「始」と「初」の用法に多様化していない文字状況が垣間見られたものと考えます。

表下段の文章は、私が表作成時における「周旋」についての理解であり、8割がたの自信があったのですが、今は4割がたの自信という

*1 【新羅年号】(金富軾著/金思曄訳『完訳 三國史記』下 552～556頁。六興出版)
建元:536年～551年。開国:551年～568年。大昌:568年～572年。鴻濟濟:572年～584年。建福:584年～633年。
仁平:634年～647年。太和:647年～650年(この年から唐の年号「永徽」を用いる。)

ころです。

なお、この表は、昨年古田先生の講演会で、魏志倭人伝の「周旋」について質問した際、『三国志』の陳寿の全用例を摘出して、即物的に決定すべきであると指摘されたので、作成した表です。また、この表は古田先生に提出しました。

○ 伊勢湾・三河湾への海人族の伝播

—横穴式石室の分布(5世紀後半から6世紀)— 知多郡阿久比町 竹内 強

5世紀中頃から伊勢湾岸に北部九州系の縦穴系横口式石室や横穴式石室を持つ古墳が出現する。

中ノ郷古墳(愛知県西三河地方、幡豆町)は佐賀県の横田下古墳と類似、経ヶ峰一号古墳・東山一号古墳(岡崎市)、おじょか古墳(三重県志摩市阿児町)の石室は玄界灘周辺から有明海北岸にかけた古墳と類似している。しかしこれらの分布は点的であった。

6世紀にはいると三河地方では縦穴系横口式石室から無袖形石室へと発展してゆく。同時に濃尾地域の本曾川流域、長良川流域へと影響は広がってゆく。また、志摩地方でも西三河地方の影響を見ることができる。ただ三重県中南勢地方は6世紀中葉になると畿内系の石室が出現する。

全体としては伊勢湾岸では5世紀中頃から6世紀後半まで北部九州系の横穴式石室を持つ海人族が支配勢力と存在した。その支配は西三河から尾張地方そして伊勢地方へと広がって行ったのではないか。これは津島神社の山王信仰にも現れているのではないかと述べた。

○ 古代逸年号と聖徳太子伝

瀬戸市 林 伸禧

聖徳太子伝記の文献から、数多くの逸年号が採集できたので、その状況を報告した。

○ 邪馬台国東遷説批判

名古屋市 石田敬一

1 安本氏とその著書『邪馬台国への道』の62ページで示されたグラフは、天照大御神の西暦年が、180年から250年までの70年の幅(信頼度95%)があり、卑弥呼=天照大御神とする安本説の根拠にはなりえず、

1代10年とすれば7代ものブレがあり、むしろ、その危うさを証明するものであると指摘した。

2 また、『魏志倭人伝』では、卑弥呼の次の倭王は、男王であり、その次が女王壹與であり、女王~男王~女王と連続している。これに対して、記紀では天照大御神の次の倭王が忍穂耳命、その次の倭王が邇邇芸命で、女王~男王~男王と連続している。安本説では、卑弥呼=天照大御神とするので、壹與が邇邇芸であることになり、女王=男王という矛盾が生じる。つまり安本説の破綻は明確であると主張した。

3 さらに、邪馬台国東遷については記紀だけでなく、中国や韓国の文献にも記述が全くない。

記紀は、神武東侵を記述しており、安本氏は邪馬台国東遷とするのではなく、神武東侵とすべきと批判した。

4 邪馬台国東遷説の根拠として北九州と奈良県の地名が似ていることを安本氏は主張するが、地名の相似が直ちに邪馬台国東遷に結びつくというのは論理が飛躍していると指摘した。また、安本氏が邪馬台国の中心地名とする夜須や安河が奈良県の地図には示されていない。他方、奈良県の中心地名である大和の地名が、夜須周辺の筑後にはなく肝心の中心地が相似しない。このため、説得力がないとした。

5 さらに安本氏は民族の移動の論拠として、イギリスとアメリカの地名の類似を例として掲げるが、アメリカの例では、イギリス本国や政権の移動ではなく首都ロンドンの遷都でもない。

しかも、アメリカの州名の半数はインディアン語を起源としており、それ以外の多くも地名ではなく、イギリスやスペインの人名である。つまり、アメリカの例は例示として適当でなく、安本氏の邪馬台国東遷説を補強することはできないと批判した。

6 古田武彦氏書評「安本美典『邪馬台国畿内説』徹底批判』を読む」(『なかつた 真実の歴史学 第6号』(2009年7月20日、ミネルヴァ書房、156~170頁)を紹介し、

ここでの古田氏の主張は明快であるとして支持した。とりわけ前原市から出土した銚子塚古墳の黄金鏡は邪馬壹国九州説の決定的証拠であるとした。

7月例会に参加を

日時：7月18日（日）集合午後1時
午後1時10分～4時10分

場所：**椋山女学園高校**（西館5F 512教室）
名古屋市千種区山添町二丁目2番地

交通機関：・地下鉄東山線「覚王山駅」下車、徒歩7分。
・市バス「日進通五丁目」下車、進行方向に。次交差点左折、徒歩3分。

駐車場：一般参加者の駐車場はありません。
今回は、**第22回愛知サマーセミナー**に協賛して、愛知サマーセミナー会場である椋山女学園高等学校で開催します。なお、当日の講座名は「多元的古代について」です。

資料は**30部**用意願います。

会場へは、**覚王山駅（四番出口）**から地上に出て**覚王山西**交差点を左折して直進して下さい。当日は、「ノボリ」等で会場（椋山女学園高等学校・中学校、小学校、幼稚園）まで案内します。

今後の予定

8月例会：8月22日（日）名古屋市市政資料館

9月例会：9月12日（日）名古屋市市政資料館

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

例会は、8月は**第4日曜日**、9月は**第2日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」をご用意願います。

会員が愛知サマーセミナーで講座開設

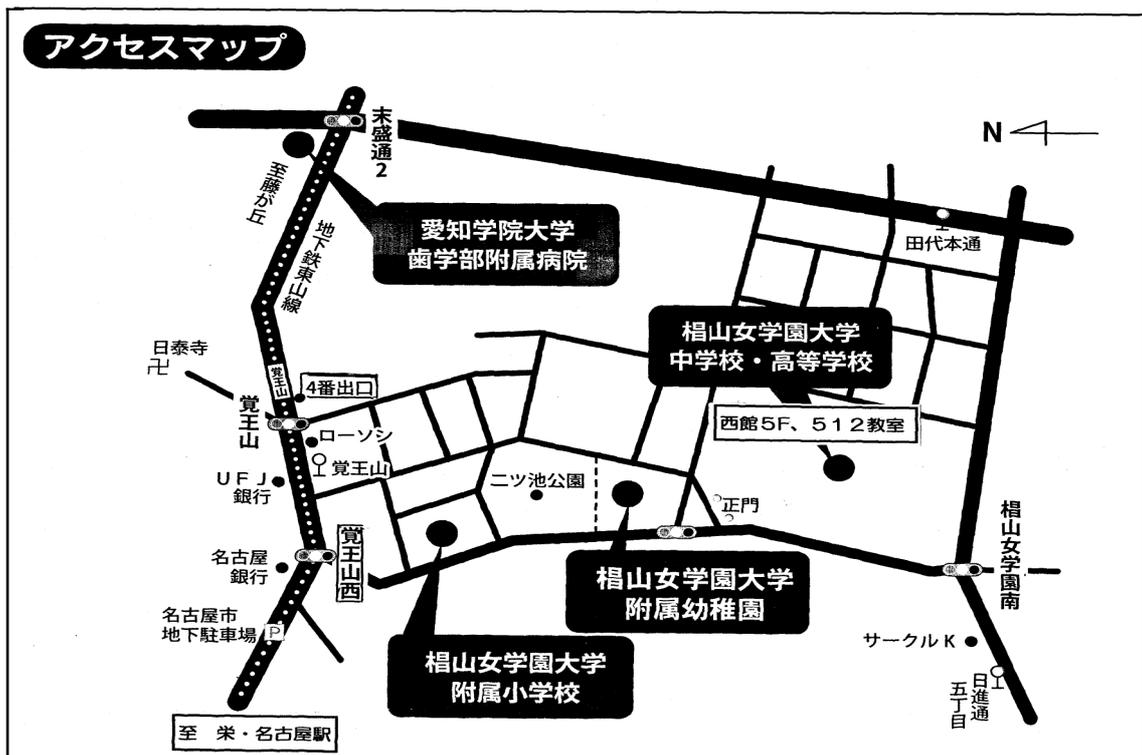
本会会員である土井真人（講師名：英 真）氏が講座を開催します。

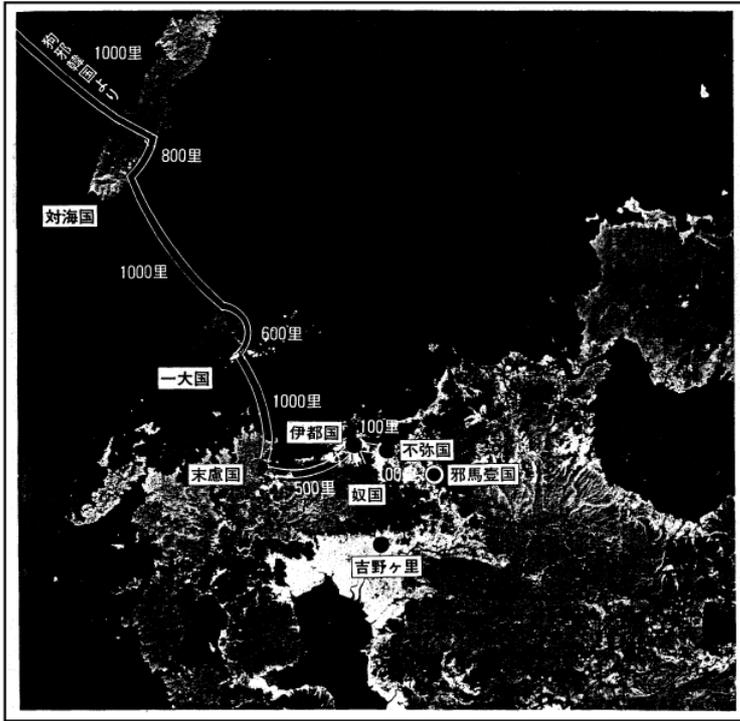
日時：7月19日（月、祝日）

午後1時10分～4時10分

会場：椋山女学園高校中央館3F 324教室
（第2PC室、受講者のPC操作なし）

題目：暦を「科学？（雑学）」する





金富軾著／金思燁訳 『完訳 三国史記』下 552～556頁